

●補欠の会員の選考手続について

〔平成 18 年 6 月 22 日〕
日本学術会議第 18 回幹事会申合せ

会員が任期満了の途中において定年、死亡、辞職又は免職により退任する場合、その後任者となる者（以下「補欠の会員」という。）の選考手続については、以下に定める要領に従って行うものとする。ただし、補欠の会員の選任は、少なくとも補欠の会員となった者が 1 回の通常総会に出席できるよう、任期末の前年の 10 月の総会以前の総会において補欠の会員候補者の承認を行うことができる場合に実施することができる。

1. 幹事会は、前任者の所属部等を考慮して補欠の会員の候補者（以下「候補者」という。）の推薦を依頼する部を決定する。
2. 会長は、幹事会の決定を受けて当該部に対し、候補者の推薦を依頼する。
3. 依頼を受けた部は、連携会員の中から 3 人以内の複数の候補者を選定し、別紙様式により選考委員会に推薦する。依頼を受けた部における候補者の選定に際しては、選出しようとする分野の学問的専門性を踏まえた審議に加え、当該分野に隣接する分野の委員の参画を得て、より多面的な視点から審議を行う。
4. 選考委員会は、前項の推薦に基づいて、順位を付して候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。
5. 幹事会は、前項の名簿に基づいて 1 人の候補者を選定し、総会の承認を得て、内閣総理大臣に推薦することを会長に求める。
6. 第 3 項及び前項において候補者を選定し、並びに第 4 項において候補者の名簿を作成するに際しては、「第 26－27 期日本学術会議会員候補者の選考方針」（令和 4 年 4 月 19 日日本学術会議）2. の要件及び 3.（2）の観点を考慮する。
7. 本申合せによる選考手続は、補欠の会員を選任する事由が発生した後遅滞なく開始し、適時に総会の承認を得ることができるように行うものとする。
ただし、前任者の退任事由が定年である場合には、前任者の定年に達する日に先立ち手続を開始することができる。
8. 前項に定める選考手続について、死亡、辞職又は免職を事由とする場合は、以下に掲げる時点をもって開始することができる。

- (1) 死亡 退任することとなる会員の死亡の確認
- (2) 辞職 日本学術会議会則第9条第1項に基づく総会又は幹事会における可とする議決
- (3) 免職 日本学術会議会則第10条第1項に基づく総会における可とする議決

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年12月20日日本学術会議第48回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成21年3月19日日本学術会議第73回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成22年10月21日日本学術会議第109回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成23年3月17日日本学術会議第117回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成31年4月24日日本学術会議第277回幹事会決定）

この決定は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

附 則（令和3年2月25日日本学術会議第308回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和4年5月25日日本学術会議第326回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和5年6月29日日本学術会議第346回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和5年9月25日日本学術会議第353回幹事会決定）

この決定は、令和5年10月1日から施行する。

別紙様式1（略）

別紙様式2（略）